

転出（市外へ）に伴う事前手続き一覧

	項目	手続きできる方	手続き時期	必要なもの	手続き場所・問合せ先	備考
全員必要な手続き	転出届	引越す本人、または同一世帯の方	引越し予定日の14日前から受付 既に引越している方は出来るだけ速やかに	<ul style="list-style-type: none"> 引越し先の住所 印鑑登録証（登録者のみ） 住民基本台帳カード（所有者のみ） 国民健康保険証（加入者のみ） 届出人の本人確認書類（備考欄参照） 印鑑 	市民課住民記録担当 （市役所1階3番） 049-271-1111（142）	<本人確認書類> ・顔写真付きで官公庁発行の有効期限内の免許証や資格証。 （例：運転免許証や住基カードなど。） ない場合は、健康保険証、年金手帳や預金通帳など通常本人しか持ち得ないものなど2点以上。
転出届出後に必要な手続き	国民健康保険	国民健康保険に加入している方	転出届出後すぐ（ご案内します）	・国民健康保険証	保険年金課国民健康保険担当 （市役所1階5番） 049-271-1111（172）	
	後期高齢者医療制度	75歳以上の方	転出届出後すぐ（ご案内します）	・被保険者証	保険年金課高齢者医療担当 （市役所1階5番） 049-271-1111（175）	75歳未満の方で障害認定により加入されている方は別途手続きがあります。
	児童手当	中学3年生までの児童を養育している方	転出届出後すぐ（ご案内します）	・児童手当消滅届	こども支援課子育て支援担当 （市役所1階6番） 049-271-1111（154）	
	こども医療費	中学3年生までの児童を養育している方	転出届出後すぐ（ご案内します）	・受給者証	同上	
	介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の方 介護認定を受けている方 	転出届出後すぐ（ご案内します）	・介護保険被保険者証	介護保険課介護保険担当 （市役所1階8番） 049-271-1111（192）	
子どもに関する手続き	小学校・中学校の転校	小学1年から中学3年生の児童生徒の保護者	転出届出後すぐ（ご案内します）	・入学通知書（市民課でお渡しします）	学校教育課学務担当 （市役所5階） 049-271-1111（525）	
	ひとり親家庭等医療費助成	母（父）子家庭の方	転出届出後すぐ	・受給者証	こども支援課子育て支援担当 （市役所1階6番） 049-271-1111（154）	
	児童扶養手当	母（父）子家庭の方	転出届出後すぐ	・児童扶養手当転出届書または児童扶養資格喪失届	同上	
	特別児童扶養手当	精神や身体に障害のある児童の親	転出届出後すぐ	・証書	障害者福祉課障害者福祉担当 （市役所1階11番） 049-271-1111（113）	継続受給の手続きは新住所で行う。
	障害児福祉手当	20歳未満の障害者1級または2級（一部）の方	転出届出後すぐ	・印鑑	同上	同上
高齢者	つるバス・つるワゴン特別乗車証	70歳以上の方	転出届出後すぐ	・特別乗車証	健康長寿課高齢者福祉担当 （市役所2階） 049-271-1111（207）	
障害者に関する手続き	身体障害者手帳	身体障害者手帳を所有している方	転出届出後すぐ	・身体障害者手帳・印鑑	障害者福祉課障害者福祉担当 （市役所1階11番） 049-271-1111（115）	
	療育手帳	療育手帳を所有している方	転出届出後すぐ	・療育手帳・印鑑	同上	
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳を所有している方	転出届出後すぐ	・精神障害者保健福祉手帳	障害者福祉課障害者支援担当 （市役所1階11番） 049-271-1111（114）	
	自立支援医療（精神通院医療）	自立支援医療（精神通院医療）を受けている方	転出届出後すぐ	・自立支援医療受給者証（精神通院）	同上	
	つるバス・つるワゴン特別乗車証	つるバス・つるワゴン特別乗車証をお持ちの方	転出届出後すぐ	・特別乗車証	障害者福祉課障害者福祉担当 （市役所1階11番） 049-271-1111（115）	
	障害福祉サービス	特別障害者手当（または経過措置による福祉手当）、重度心身障害者医療費助成、在宅手当、福祉タクシー料助成、自動車燃料助成事業、レスパイトサービス助成事業、移動支援事業、日中一時支援事業をご利用の方	転出届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 各種受給者証、利用券など 	障害者福祉課障害者福祉担当 （市役所1階11番） 049-271-1111（113）	継続受給の手続きは新住所で行う。
その他の手続き	原付自転車等（125cc以下及び小型特殊自動車）	一を所有または使用している方	引越し前	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート 標識交付証明書 印鑑 	税務課市民税担当 （市役所1階2番） 049-271-1111（133）	
	水道	引越しをする方	予定日が決まったら遅くとも3日前までに	・水道使用中止届	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 049-283-1951	http://www.sakatsuru-suido.or.jp/gyomu/gyomu002_002.html
	ガス		ガス使用中止の2～3日前までに	・ガス料金の精算をします。	お使いのガス会社	
	電気		予定日が決まったら速やかに（転出前）	電話などで確認してください。	東京電力川越支店 0120-995-441	
	NHK受信料		予定日が決まったら速やかに（転出前）	電話などで確認してください。	NHKふれあいセンター 0120-151515 050-3786-5003（有料）	
	電話		予定日が決まったら速やかに（転出前）	電話などで確認してください。	NTT坂戸営業所 116	
	その他、インターネットプロバイダー、預金通帳、クレジットカード、資格・会員登録など	所有、登録等している方	引越し前後	それぞれにお問い合わせください。	ご利用のプロバイダー、金融機関、クレジット会社、資格・会員登録先など	転入届で住所が変わるのは市役所内だけです。各種の住所変更はご自分でされない限り変更されません。

・この一覧表は、住所変更の際の一般的な手続きを記載していますが、個々の状況により他に必要なこともありますので、参考としてください。
 ・転出届のみでは、住所は変わりません。必ず新住所で転入届を提出してください。
 ・各種の届出・申請は個々に行う必要があります。